

【消費生活の窓口から】

電気ストーブや電気こたつの火災にご注意を！

～火を使わない電気ストーブや電気こたつでも火災が発生しています～

総務省消防庁によると、平成 26 年から平成 30 年までの 5 年間に、電気ストーブによる火災は 2,442 件、電気こたつによる火災は 192 件発生しています。平成 30 年は、電気ストーブと電気こたつによる火災が合わせて 493 件発生し、死者が 67 人、負傷者は 213 人でした。特に 65 歳以上の高齢者で死者及び負傷者が多くなっており、高齢者が使用する際には十分な注意が必要です。

電気暖房器には裸火がないため火災は発生しにくいだろうという油断や誤解があり、電気ストーブや電気こたつで洗濯物を乾燥させていたり、ヒーターに布団や座椅子が接触していたりして、火災が発生していました。使用に当たっては、火災につながる危険性の高い、以下のような点に注意しましょう。

【アドバイス】 ■：電気ストーブ ●：電気こたつ

■●（１）就寝時、外出時やその場を離れるときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。

■●（２）洗濯物の乾燥等には使用しないようにしましょう。

■●（３）スプレー缶やライター等を近くに置かないようにしましょう。

■●（４）ヒーター部のお手入れをして、ほこりやごみが付着したまま使用しないようにしましょう。

■（５）壁や燃えやすいものから離して使用しましょう。

●（６）布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3